

利用者支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

新	旧
<p>府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日</p> <p>一 次 改 正</p> <p>府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日</p> <p><u>二 次 改 正</u></p> <p>府子本第***号 **文科初***号 雇児発***第*号 平成***年**月**日</p>	<p>府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日</p> <p>一 次 改 正</p> <p>府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官</p> <p>文部科学省初等中等教育局長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官</p> <p>文部科学省初等中等教育局長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>

新	旧
<p>利用者支援事業の実施について</p> <p>別紙</p> <p>利用者支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。</p>	<p>利用者支援事業の実施について</p> <p>別紙</p> <p>利用者支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(以下「利用者支援事業」という。)</p> <p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。</p>

新	旧								
<p>(1) 基本型</p> <p>① 目的 (略)</p> <p>② 実施場所 (略)</p> <p>③ 職員の配置等 ア 職員の要件等 以下の (ア) 及び (イ) を満たさなければならない。 (ア) (略)</p>	<p>(1) 基本型</p> <p>① 目的 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。</p> <p>② 実施場所 主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。</p> <p>③ 職員の配置等 ア 職員の要件等 以下の (ア) 及び (イ) を満たさなければならない。 (ア) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修(以下、「基本研修」という。) 及び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コー スの「利用者支援事業(基本型)」に規定する内容の研修(以下「基本型専門研修」という。))を修了していること。</p> <p>なお、以下の左欄に該当する場合には、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。</p> <table border="1" data-bbox="877 134 1117 1108"> <tr> <td>子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)の</td> <td>基本研修</td> </tr> <tr> <td>アの(エ)に該当する場合</td> <td>基本研修</td> </tr> <tr> <td>本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合</td> <td>基本研修 基本型専門研修</td> </tr> <tr> <td>事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合</td> <td>基本研修 基本型専門研修</td> </tr> </table> <p>(イ) 以下に掲げる相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務(例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等)について、以下の区分ごとの期間を参酌して市町村長が定める実務経験の期間を有すること。 (a) 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年 (b) (a)以外の者の場合 3年</p>	子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)の	基本研修	アの(エ)に該当する場合	基本研修	本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修	事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修
子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)の	基本研修								
アの(エ)に該当する場合	基本研修								
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修								
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修								
<p>イ 職員の配置 (略)</p>	<p>イ 職員の配置 アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。</p>								

新	旧
<p>ウ その他 (略)</p> <p>④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 利用者支援事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 夜間・休日の時間外相談 (略)</p> <p>(ア) 夜間加算 (略)</p> <p>(イ) 休日加算 (略)</p> <p>カ 出張相談支援 両親(母親・父親)学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供等の取組を以下の通り実施する場合に別途加算の対象とする。 ③のイの専任職員に加えて③のアを満たす職員を配置すること。 ①年間を通して継続的かつ計画的な取組を行い、利用者ニーズに対応した支援を実施すること。 ②取組の実施に当たり、開催日や場所等について積極的に広報活動を行</p>	<p>ウ その他 イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。</p> <p>④業務内容 以下の業務を実施するものとする。</p> <p>ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように実施することとする。</p> <p>イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。</p> <p>ウ 利用者支援事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。</p> <p>エ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。</p> <p>オ 夜間・休日の時間外相談 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について(平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 夜間加算 原則として1日6時間を超えて開所し、かつ、週3日以上、18時以降の時間帯に2時間以上開所し、相談・助言等を行う。</p> <p>(イ) 休日加算 原則として週4日以上開所し、かつ、土曜日または日曜日・国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う。</p>

新	旧
<p>い、広くサービス対象者に周知を図ること。</p> <p>キ <u>機能強化のための取組</u> <u>オ(ア)、オ(イ)又はカの取組のいずれかを実施し、かつ、以下の要件のいずれも満たした場合に別途加算の対象とする。</u> <u>(ア)年間を通して、1か所につき開所日1日当たり平均5件以上の相談等実績があること。なお、相談対応等を行った場合は相談記録簿等を作成し、適切に保管し、その後の支援に活用するために整理すること。</u> <u>(イ)市町村において待機児童対策に取り組んでいること。</u> <u>(ウ)③のアを満たす専任職員を2名以上配置すること。</u> <u>(エ)オ(ア)、オ(イ)又はカの取組の実施に当たり、支援内容や実施予定日・時間及び実施場所などについて、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。</u> <u>(オ)各事業実施に必要な人員配置の予定及び実績を明確に記録すること。</u></p> <p>(2) 特定型 ① 目的 (略)</p> <p>② 実施要件 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施すること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年10月1日、平成26年10月1日、平成27年10月1日又は平成28年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。 ア 市町村内の認可保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年10月1日、平成26年10月1日、平成27年10月1日又は平成28年10月1日時点の定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の認可保育所及び幼保連携型認定こども園の数が100以上であること。 ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市又は平成27年4月1日又は平成28年4月1日時点の待機児童数が50人</p>	<p>い、広くサービス対象者に周知を図ること。</p> <p>キ <u>機能強化のための取組</u> <u>オ(ア)、オ(イ)又はカの取組のいずれかを実施し、かつ、以下の要件のいずれも満たした場合に別途加算の対象とする。</u> <u>(ア)年間を通して、1か所につき開所日1日当たり平均5件以上の相談等実績があること。なお、相談対応等を行った場合は相談記録簿等を作成し、適切に保管し、その後の支援に活用するために整理すること。</u> <u>(イ)市町村において待機児童対策に取り組んでいること。</u> <u>(ウ)③のアを満たす専任職員を2名以上配置すること。</u> <u>(エ)オ(ア)、オ(イ)又はカの取組の実施に当たり、支援内容や実施予定日・時間及び実施場所などについて、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。</u> <u>(オ)各事業実施に必要な人員配置の予定及び実績を明確に記録すること。</u></p> <p>(2) 特定型 ① 目的 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。 ② 実施要件 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施すること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年10月1日、平成26年10月1日又は平成27年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。 ア 市町村内の認可保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年10月1日、平成26年10月1日又は平成27年10月1日時点の定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の認可保育所及び幼保連携型認定こども園の数が100以上であること。 ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年4月1日時点の待機児童数が50人以上であること。</p>

新	旧
<p>以上であること。</p> <p>エ 緊急対策を実施していること。</p> <p>③ 実施場所 (略)</p> <p>④ 職員の配置等 職員の要件等 (略)</p> <p>ア 職員の配置等 職員の要件等 (略)</p> <p>イ 職員の配置等 アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。</p> <p>立 <u>その他</u> <u>イを満たした上で、地域の实情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。</u></p> <p>⑤ 業務内容 (1) ④に準じることとする。ただし、(1) ④のア、オ、カ及びキについては、<u>主として地域における保育所等の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) ④のイについて必ずしも実施を要しない。</u></p> <p>(3) 母子保健型 (略)</p>	<p>エ 緊急対策を実施していること。</p> <p>③ 実施場所 主として市町村窓口での実施とする。</p> <p>④ 職員の配置等 職員の要件等 利用者支援事業に従事するにあたっては、子育て支援員研修実施要綱別表1に定める基本研修及び別表2-2の2に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。</p> <p>イ 職員の配置等 <u>(1) のイ及びウに準じることとする。</u></p> <p>⑤ 業務内容 (1) に準じることとする。ただし、(1) ④アについて<u>その一部を実施し、(1) ④イについて必ずしも実施を要しない。</u></p> <p>(3) 母子保健型 ① 目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。</p> <p>② 実施場所 主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。</p> <p>③ 職員の配置 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー(社会福祉士等)(以下「保健師等」という。)を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p>④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支</p>

新	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>援台帳を作成することとする。支援台帳については、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすぐ活用できる体制を整えること。</p> <p>また、全ての妊産婦等の状況を把握するため、教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等に出向き、積極的に情報の収集に努めることとする。</p> <p>イ アにより把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行うこととする。</p> <p>ウ 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を受け、関係機関と協力して支援プランを策定することとする。</p> <p>エ また、支援プランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。</p> <p>エ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ることとする。</p> <p>また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づく支援のみならず、別添に掲げる様々な母子保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、上記の協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う。</p> <p>5 関係機関等との連携 (略)</p> <p>5 関係機関等との連携 実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。</p> <p>6 留意事項 (略)</p> <p>6 留意事項 (1) 利用者支援事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族</p>
---	---

新	旧
	<p>の秘密を漏らしてはならない。 さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。</p> <p>(2) 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。</p> <p>(3) 4に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携などに努めること。</p> <p>(4) 対象者や既存の社会資源が少ない地域等において、複数の自治体が共同して利用者支援事業を実施する際には、都道府県は、広域調整等の機能を担い、全ての子育て家庭に必要な支援が行き届くよう努めること。</p> <p>(5) 利用者支援事業に従事する者は、有する資格や知識・経験に応じて、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努めること。 また、実施主体は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるよう努めること。</p> <p>(6) 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。</p> <p>(7) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、市町村の所管部局、指定障害児相談支援事業所等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。</p> <p>(9) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を</p>

新	旧
<p>7 費用 (略)</p> <p>【別添】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性健康支援センター事業 ・ 不妊専門相談センター事業 ・ 妊婦健康診査 ・ 産婦健康診査 ・ 両親学級、母親学級 ・ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導 ・ 乳幼児健康診査 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 養子縁組あっせん 等 	<p>設置するとともに、その連絡先についても周知すること。</p> <p>7 費用 利用者支援事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>【別添】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性健康支援センター事業 ・ 不妊専門相談センター事業 ・ 妊婦健康診査 ・ 産婦健康診査 ・ 両親学級、母親学級 ・ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導 ・ 乳幼児健康診査 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 養子縁組あっせん 等

地域子育て支援拠点事業実施要綱新旧対照表（案）

新	旧
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>雇児発 0529 第 18 号 平成 26 年 5 月 29 日</p> <p>一次改正 雇児発 0521 第 13 号 平成 27 年 5 月 21 日</p> <p>二次改正 雇児発 ※※※※ 第 ※※ 号 平成 ※※ 年 ※※ 月 ※※ 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>雇児発 0529 第 18 号 平成 26 年 5 月 29 日</p> <p>一次改正 雇児発 0521 第 13 号 平成 27 年 5 月 21 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p>

なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4 実施方法

① 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、②の主に定める小規模型指定施設を除く。)

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

(略)

2 実施主体

(略)

3 事業の内容

(略)

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2)の④に定める小規模型指定施設を除く。)

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

<p>② 一般型</p> <p>ア 事業内容 常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。</p> <p>イ 実施場所 ① 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。 ② 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。</p> <p>ウ 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p> <p>エ 実施方法 ① 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。 ② 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。） ③ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。 ④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組</p>	<p>② 一般型</p> <p>ア 事業内容 常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。</p> <p>イ 実施場所 ① 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。 ② 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。</p> <p>ウ 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p> <p>エ 実施方法 ① 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。 ② 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。） ③ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。 ④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組</p>
<p>① 事業内容 常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。</p> <p>イ 実施場所 ① 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。 ② 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。</p> <p>ウ 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p> <p>エ 実施方法 ① 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。 ② 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。） ③ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。 ④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組</p>	<p>① 事業内容 常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。</p> <p>イ 実施場所 ① 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。 ② 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。</p> <p>ウ 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p> <p>エ 実施方法 ① 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。 ② 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。） ③ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。 ④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組</p>

<p>る。</p> <p>なお、(1)に定める基本事業の運営主体が市町村であって、(ア)～(エ)の運営を市町村以外の者への委託等によって行っている場合も当該加算の対象とする。</p> <p>(ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施</p> <p>(エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施</p> <p>⑤ 出張ひろば</p> <p>地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 開設日数は、同一の出張ひろばにおいて週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。</p> <p>(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。</p> <p>(ウ) 実施場所は、年間を通して同じ場所を実施することとする。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。</p> <p>⑥ 地域支援</p> <p>地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に</p>	<p>る。</p> <p>(ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施</p> <p>(エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施</p> <p>⑤ 出張ひろば</p> <p>地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。</p> <p>(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</p> <p>(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。</p> <p>⑥ 地域支援</p> <p>地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に</p>	<p>る。</p> <p>(ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施</p> <p>(エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施</p> <p>⑤ 出張ひろば</p> <p>地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。</p> <p>(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</p> <p>(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。</p> <p>⑥ 地域支援</p> <p>地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に</p>	<p>る。</p> <p>(ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施</p> <p>(ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施</p> <p>(エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施</p> <p>⑤ 出張ひろば</p> <p>地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。</p> <p>(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</p> <p>(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。</p> <p>⑥ 地域支援</p> <p>地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に</p>
--	---	---	---

<p>じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。</p> <p>ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府令第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。</p> <p>(ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</p> <p>(イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</p> <p>(ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</p> <p>(エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</p> <p>⑦ 経過措置（小規模型指定施設）</p> <p>(ア) 内容</p> <p>従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。</p> <p>(イ) 実施方法</p> <p>(a) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。</p> <p>(b) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。</p> <p>(c) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）</p> <p>(d) 次のa～cの取組のうち2つ以上実施すること。</p> <p>a 育児不安等についての相談指導</p>	<p>応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。</p> <p>ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府令第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。</p> <p>(ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</p> <p>(イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</p> <p>(ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</p> <p>(エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</p> <p>キ 経過措置（小規模型指定施設）</p> <p>(ア) 内容</p> <p>従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。</p> <p>(イ) 実施方法</p> <p>a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。</p> <p>b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。</p> <p>c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）</p> <p>d 次の(a)～(c)の取組のうち2つ以上実施すること。</p> <p>a 育児不安等についての相談指導</p>
--	--

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設へのニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるように実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

b 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的な講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

c 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーマッサージなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ) の (d) a の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場については、別途加算の対象とする。

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的な講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況を把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーマッサージなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ) の d (a) の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場については、別途加算の対象とする。

<p><u>(3)</u> 連携型</p> <p><u>①</u> 事業内容 効果的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、<u>(1)</u>に掲げる基本事業を実施する。</p> <p><u>②</u> 実施場所 <u>(ア)</u> 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。 <u>(イ)</u> 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p> <p><u>③</u> 実施方法 <u>(ア)</u> 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。 <u>(イ)</u> 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、<u>連携施設に勤務している職員等のバックアップ</u>を受けられることができる体制を整えること。 <u>(ウ)</u> 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。</p> <p><u>④</u> 地域の子育て力を高める取組 <u>(1)</u>に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。 ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。</p>	<p><u>③</u> 連携型</p> <p><u>ア</u> 事業内容 効果的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、<u>①</u>に掲げる基本事業を実施する。</p> <p><u>イ</u> 実施場所 <u>(ア)</u> 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。 <u>(イ)</u> 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。</p> <p><u>ウ</u> 実施方法 <u>(ア)</u> 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。 <u>(イ)</u> 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、<u>連携施設のバックアップ</u>を受けられることができる体制を整えること。 <u>(ウ)</u> 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。</p> <p><u>エ</u> 地域の子育て力を高める取組 <u>①</u>に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。 ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。</p>
<p>5 留意事項</p>	<p>5 留意事項</p>

(略)

- (1) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。
- (3) 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

6 費用 (略)

6 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

(案)

府子本第 号
平成29年 月 日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

平成29年度子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第14号)の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第33号)の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(11) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業

(12) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)の別紙に定める病児保育事業

(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4にお

ける「特定分」、「一般分」及び「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4)及び(8)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、平成30年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて平成30年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1 事業	2 区分	3 基準額	4対象経費	5負担割合
利用者 支援事業	利用者 支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 7, 113, 000円</p> <p>イ 加算分</p> <p> ①夜間加算 1 か所当たり年額 1, 248, 000円</p> <p> ②休日加算 1 か所当たり年額 671, 000円</p> <p> ③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1, 025, 000円</p> <p> ④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1, 661, 000円</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 2, 832, 000円</p> <p>イ 加算分</p> <p> ①夜間加算 1 か所当たり年額 1, 248, 000円</p> <p> ②休日加算 1 か所当たり年額 671, 000円</p> <p> ③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1, 025, 000円</p> <p> ④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1, 661, 000円</p> <p>(3) 母子保健型</p> <p>ア 保健師等専門職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 8, 696, 000円</p> <p>イ 保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 4, 102, 000円</p> <p>※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、ア、イの基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p> <p>・保健師等専門職員を2名配置する場合 1 市町村当たり 14, 988, 000円</p> <p>・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1 市町村当たり 21, 382, 000円</p>	利用者支援事業の実施に必要な経費	国 1/3 (都道府県) 1/3 (市町村) 1/3

		<p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>2 開設準備経費（改修費等）</p> <p>(1) 基本型及び特定型 1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 母子保健型 1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。</p>																																					
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）</p> <table border="1" data-bbox="459 891 820 1084"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>18,100円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>36,100円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>54,200円</td> </tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1" data-bbox="459 1189 991 1382"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>10,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>20,300円</td> <td>25,700円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>30,500円</td> <td>38,600円</td> </tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）</p> <table border="1" data-bbox="459 1469 820 1662"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>28,100円</td> </tr> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1" data-bbox="459 1749 820 1942"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>64,400円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>128,700円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>193,100円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園</p>	延長時間区分		1時間	18,100円	2時間	36,100円	3時間	54,200円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	10,200円	12,900円	2時間	20,300円	25,700円	3時間	30,500円	38,600円	延長時間区分		1時間	9,400円	2時間	18,700円	3時間	28,100円	延長時間区分		1時間	64,400円	2時間	128,700円	3時間	193,100円	延長保育事業の実施に必要な経費
延長時間区分																																							
1時間	18,100円																																						
2時間	36,100円																																						
3時間	54,200円																																						
延長時間区分	A型・B型	C型																																					
1時間	10,200円	12,900円																																					
2時間	20,300円	25,700円																																					
3時間	30,500円	38,600円																																					
延長時間区分																																							
1時間	9,400円																																						
2時間	18,700円																																						
3時間	28,100円																																						
延長時間区分																																							
1時間	64,400円																																						
2時間	128,700円																																						
3時間	193,100円																																						

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2～3時間	2,190,000円
4～5時間	4,767,000円
6時間以上	5,524,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,045,000円	1,034,000円	944,000円
	2～3時間	1,315,000円	1,287,000円	1,197,000円
	4～5時間	3,670,000円	3,619,000円	3,474,000円
	6時間以上	4,205,000円	4,132,000円	3,987,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	3,071,000円	3,020,000円	2,876,000円
	6時間以上	3,407,000円	3,334,000円	3,190,000円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	1,184,000円
	4～5時間	4,385,000円	3,376,000円	3,329,000円
	6時間以上	5,082,000円	3,868,000円	3,801,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,285,000円	2,825,000円	2,779,000円
	6時間以上	3,798,000円	3,134,000円	3,067,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
調 理 等	2～3時間	748,000円	399,000円
	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円
	6時間以上	3,309,000円	2,447,000円
そ の 他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,611,000円	1,748,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	

		<table border="1"> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>300,000円</td> </tr> </table>	30分	150,000円	1時間	200,000円	2時間以上	300,000円	
30分	150,000円								
1時間	200,000円								
2時間以上	300,000円								
		<p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>							
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯等に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費						
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費						
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,238,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,306,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,306,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,306,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×53,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）						

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×17,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×17,000円

エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）
（ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均
時間数×378,000円

（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170,000円

（2）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）
（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,847,000円
（イ）構成する児童の数が1～19人の施設 1,637,000円

イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×17,000円

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」
の年間平均時間数 × 378,000円

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助に
ついては以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

- ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
- ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については平成29年度に支払われたものに限る。</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>
<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1,796,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 2,996,000円</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>

	<p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000円</p> <p>※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	費
放課後児童健全育成事業(一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,541,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 2,904,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,796,000円</p> <p>(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費

		<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 559,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>
放課後児童健全育成事業(その他)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	<p>1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額</p> <p>（1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 124,000円</p> <p>（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 248,000円</p> <p>（3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 372,000円</p> <p>※ 1支援の単位あたりの基準額は、868,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）</p>
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	<p>1 運営費</p> <p>（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>

		<p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 平成29年度に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1) ケース対応会議の開催 (2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村 ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 1以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円 2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円 3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円 4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1市町村当たり 564,000円</p>	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク	子どもを守る地域ネットワーク	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数 × 80,000円</p>	子どもを守る地域ネットワーク

ネットワーク機能強化事業	ネットワーク機能強化事業	<p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり 720,000円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり 2,520,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア)3~4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員又は非常勤職員を合計3名以上配置する場合 5,114,000円 ・常勤職員又は非常勤職員を合計2名配置する場合 3,785,000円 <p>(イ)5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 7,842,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,640,000円 <p>(ウ)6~7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,364,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,493,000円 <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

		<p>用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア)子育て支援活動の展開を図る取組</p> <table border="0"> <tr> <td>3～4日型</td> <td>1,379,000円</td> </tr> <tr> <td>5日型</td> <td>3,253,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7日型</td> <td>2,920,000円</td> </tr> </table> <p>(イ)地域支援 1,385,000円</p> <p>(2)出張ひろば 1,414,000円</p> <p>(3)小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 2,740,000円</p> <p>イ 加算分 1,370,000円</p> <p>(4)連携型</p> <p>ア 基本分</p> <table border="0"> <tr> <td>3～4日型</td> <td>1,799,000円</td> </tr> <tr> <td>5～7日型</td> <td>2,793,000円</td> </tr> </table> <p>イ 加算分 460,000円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1)改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2)礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。</p>	3～4日型	1,379,000円	5日型	3,253,000円	6～7日型	2,920,000円	3～4日型	1,799,000円	5～7日型	2,793,000円	
3～4日型	1,379,000円												
5日型	3,253,000円												
6～7日型	2,920,000円												
3～4日型	1,799,000円												
5～7日型	2,793,000円												
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>1 運営費</p> <p>(1)一般型</p> <p>ア 特別利用保育等対象以外の児童（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td>1,507,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上900人未満</td> <td>1,650,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上1,500人未満</td> <td>2,970,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上2,100人未満</td> <td>4,290,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,507,000円	300人以上900人未満	1,650,000円	900人以上1,500人未満	2,970,000円	1,500人以上2,100人未満	4,290,000円	一時預かり事業の実施に必要な費用
年間延べ利用児童数	基準額												
300人未満	1,507,000円												
300人以上900人未満	1,650,000円												
900人以上1,500人未満	2,970,000円												
1,500人以上2,100人未満	4,290,000円												

2,100人以上2,700人未満	5,610,000円
2,700人以上3,300人未満	6,930,000円
3,300人以上3,900人未満	8,250,000円
3,900人以上	9,570,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,345,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1,020,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

- (ア) 平日分 400円
- (イ) 長期休業日（8時間未満） 400円
- (ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円
- (エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）

4,300円

(2) 幼稚園型（児童1人当たり日額）

ア 在籍園児分

(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- | | |
|----------------|------|
| ① 平日 | 400円 |
| ② 長期休業日（8時間未満） | 400円 |
| ③ 長期休業日（8時間以上） | 800円 |

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

- | | |
|----------------|--|
| ① 平日 | (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円
(10円未満切り捨て) |
| ② 長期休業日（8時間未満） | 400円 |
| ③ 長期休業日（8時間以上） | 800円 |

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ウ) 長時間加算

((ア) I ①②及び(ア) II ①②については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用)

- | | |
|---------------------|------|
| ・超えた利用時間が2時間未満 | 100円 |
| ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 | 200円 |
| ・超えた利用時間が3時間以上 | 300円 |

イ 在籍園児以外の児童分

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

- | | |
|---------------------|------|
| ・超えた利用時間が2時間未満 | 100円 |
| ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 | 200円 |
| ・超えた利用時間が3時間以上 | 300円 |

※ 公費支援の総額（1施設当たり年額）は、9,570,000円を上限額とする（なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置（(ア) I ③、(ア) II ③、(ウ)及び(イ)に係る基準額）を適用したことにより、9,570,000円を超えた場合は、この限りでない）。

(3) 余裕活用型（児童1人当たり日額） 2,200円

		<p>(4) 居宅訪問型 (児童1人当たり日額)</p> <p>ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童</p> <table border="0"> <tr> <td>利用時間4時間以上</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>利用時間4時間未満</td> <td>4,300円</td> </tr> </table> <p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <table border="0"> <tr> <td>利用時間4時間以上</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>利用時間4時間未満</td> <td>5,500円</td> </tr> </table> <p>2 開設準備経費 (1か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>	利用時間4時間以上	8,600円	利用時間4時間未満	4,300円	利用時間4時間以上	11,000円	利用時間4時間未満	5,500円																					
利用時間4時間以上	8,600円																														
利用時間4時間未満	4,300円																														
利用時間4時間以上	11,000円																														
利用時間4時間未満	5,500円																														
病児保育事業	病児保育事業 (特定分・事業費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 2,423,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>505,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,525,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>4,291,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>6,310,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>7,824,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>9,844,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>11,863,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>13,882,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>15,901,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>17,920,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>19,940,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上</td><td>21,959,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費</p> <table border="0"> <tr> <td>1か所当たり年額</td> <td>5,400,000円</td> </tr> </table> <p>ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円</p>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	10人以上50人未満	505,000円	50人以上200人未満	2,525,000円	200人以上400人未満	4,291,000円	400人以上600人未満	6,310,000円	600人以上800人未満	7,824,000円	800人以上1,000人未満	9,844,000円	1,000人以上1,200人未満	11,863,000円	1,200人以上1,400人未満	13,882,000円	1,400人以上1,600人未満	15,901,000円	1,600人以上1,800人未満	17,920,000円	1,800人以上2,000人未満	19,940,000円	2,000人以上	21,959,000円	1か所当たり年額	5,400,000円	病児保育事業の実施に必要な経費
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																														
10人以上50人未満	505,000円																														
50人以上200人未満	2,525,000円																														
200人以上400人未満	4,291,000円																														
400人以上600人未満	6,310,000円																														
600人以上800人未満	7,824,000円																														
800人以上1,000人未満	9,844,000円																														
1,000人以上1,200人未満	11,863,000円																														
1,200人以上1,400人未満	13,882,000円																														
1,400人以上1,600人未満	15,901,000円																														
1,600人以上1,800人未満	17,920,000円																														
1,800人以上2,000人未満	19,940,000円																														
2,000人以上	21,959,000円																														
1か所当たり年額	5,400,000円																														

エ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(2) 加算分 1 か所当たり年額 2,012,000円

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)
10人以上50人未満	402,000円
50人以上200人未満	2,214,000円
200人以上400人未満	3,118,000円
400人以上600人未満	5,030,000円
600人以上800人未満	6,840,000円
800人以上1,000人未満	8,752,000円
1,000人以上1,200人未満	10,664,000円
1,200人以上1,400人未満	12,576,000円
1,400人以上1,600人未満	14,486,000円
1,600人以上1,800人未満	16,398,000円
1,800人以上2,000人未満	18,310,000円
2,000人以上	20,220,000円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

(1) 基本分 1 か所当たり年額 4,323,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、
2,161,000円)

	<p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1 か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>イ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,600,000円</p> <p>ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 6,909,000円 (ただし、実施期間が6か月未満の施設にあっては、3,454,000円)</p>	
病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	<p>1. 低所得者減加分加算(病児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2. 低所得者減加分加算(病後児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	病児保育事業の実施に必要な経費
病児保育事業(一般分)	<p>1 病児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,423,000円</p> <p>2 病後児対応型 改善分(1か所当たり年額)</p>	病児保育事業の実施に必要な経費

		<p>利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,012,000円</p> <p>3 体調不良児対応型 (1か所当たり年額) 4,323,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,161,000円)</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p>																			
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人～ 99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>100人～ 299人</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>300人～ 599人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>600人～ 999人</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人～1,499人</td> <td>8,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人～1,999人</td> <td>12,100,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000人～2,999人</td> <td>16,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上</td> <td>20,200,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 <p>(イ) 24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 360,000円</p> <p>(ウ) 土日実施加算 1,800,000円</p> <p>※ 土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会員登録を行うための事業説明会 ②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p>	会員数	基準額	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	600人～ 999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人以上	20,200,000円	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施に必要な経費
会員数	基準額																				
50人～ 99人	1,800,000円																				
100人～ 299人	2,000,000円																				
300人～ 599人	2,800,000円																				
600人～ 999人	4,000,000円																				
1,000人～1,499人	8,100,000円																				
1,500人～1,999人	12,100,000円																				
2,000人～2,999人	16,200,000円																				
3,000人以上	20,200,000円																				

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

イ 加算分

- (ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円
 (イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円

- (3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 400,000円

2 開設準備経費（1市町村当たり年額）

- (1) 改修費等 4,000,000円
 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。

平成29年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

国		補助率	地方公共団体						備考
			歳入			歳出			
歳出予算科目	交付決定の額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
	円		円	円		円	円	円	円

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2（平成29年度子ども・子育て支援交付金交付申請書）

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成29年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | | |
|---|------------|---------|---|---|
| 1 | 国庫交付金交付申請額 | 特 定 分 | 金 | 円 |
| | | 一 般 分 | 金 | 円 |
| | | そ の 他 分 | 金 | 円 |
| | | 合 計 | 金 | 円 |
- 2 平成29年度子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- 3 平成29年度子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）

（添付資料）

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事 印

平成29年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成29年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 平成29年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

平成29年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額			合計
		特定分	一般分	その他分	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (市町村分)				

平成29年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成29年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事



- 1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	そ の 他 分	金	円
	合 計	金	円
交 付 決 定 額	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	そ の 他 分	金	円
	合 計	金	円

- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成29年度子ども・子育て支援交付金追加交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成29年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- 1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「平成29年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分		一 般 分		そ の 他 分	
今回交付決定額	金	円	金	円	金	円
前回交付決定額	金	円	金	円	金	円
差引追加額	金	円	金	円	金	円

	合 計	
今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差引追加額	金	円

- 3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙様式5（平成29年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書）

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長 印

平成29年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成29年度子ども・子育て支援交付金精算書（別表1）
- 2 平成29年度子ども・子育て支援交付金精算額調書（別表2）

（添付資料）

- （1）当該年度の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- （2）市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事 印

平成29年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日<発番>により交付された平成29年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成29年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表
- 2 平成29年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

平成29年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	交付金(国庫)所要額				交付金(国庫)交付決定額				交付金(国庫)受入済額				返納額	
		特 定 分	一 般 分	其 他 分	合 計	特 定 分	一 般 分	其 他 分	合 計	特 定 分	一 般 分	其 他 分	合 計		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合計	(市町村分)														

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

平成29年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>をもって交付決定した平成29年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
そ の 他 分	金	円
合 計	金	円

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事



(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長

印

平成29年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日<発番>により交付決定のあった平成29年度子ども・子育て支援交付金について平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

平成29年度子ども・子育て支援交付金所要額調査書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 特定分								
延長保育事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
病児保育事業								1/3
事業費合計								1/3
低所得者減免加算合計								1/3
特定分 計								
II. 一般分								
利用者支援事業								1/3
基本型及び特定型								1/3
母子保健型								1/3
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3
新規参入施設等への巡回支援								1/3
認定こども園特別支援教育・保育経費								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
短期入所生活援助事業								1/3
夜間養護等事業								1/3
乳児家庭全戸訪問事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
地域子育て支援拠点事業								1/3
一時預かり事業								1/3
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1/3
幼稚園型								1/3
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
一般分 計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								1/3
合計								

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 基本型			
2. 特定型			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保健型			
合計(1~3)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	事業実施 日数 (週あたり) ⑤	事業実施 時間 (1日あたり) ⑥	職員の配置			夜間・休日 加算		出張相談 支援 ⑫	機能強化の ための取組 ⑬	開設準備 経費 ⑭	対象経費の 支出予定額 ⑮	国庫補助 基準額 ⑯
							専任職員 ⑦	補助職員 ⑧	計 ⑨	夜間 ⑩	休日 ⑪					
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- ⑩⑪欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑫欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑬欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑭欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(2) 特定型

No. ①	0～5歳児人口 (H25.10.1、H26.10.1、 H27.10.1又はH28.10.1時点 のいずれか多い方)	実施条件 ②	認可保育所及び幼保連携型認定こども園の定員充足率100%以上
			認可保育所及び幼保連携型認定こども園の数が100以上
			特定市町村又は待機児童50人以上(H28.4.1時点)
			緊急対策実施市町村

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算		出張相談 支援	機能強化の取組 ための取組	開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計	夜間	休日					
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに「○」を付すこと。
- ④欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ⑤欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- ⑭⑮欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑯欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑰欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑱欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(3) 母子保健型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置				1市町村 当たり単 価の適用 の有無	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							保健師等専門職員 (専任)	補助職員 (兼任)	計	計				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1														
2														
3														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ④欄は、月中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- ①欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、⑭欄は計欄のみ記載すること。
- ⑫欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

2. 延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間認定)	①	②	③
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名 称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			前 後	前 後 合算	前 後			
2				前 後 合算				
3				前 後 合算				
4				前 後 合算				
計				前 後				

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均対象児童数を記入すること。
- ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名 称	実施施設 の類型	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	※22時以降実施の場合の内訳		平均対象児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
						～22時まで	22時以降			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪
					前 後	前 後	前 後	前 後		
2					前 後	前 後	前 後	前 後		
3					前 後	前 後	前 後	前 後		
4					前 後	前 後	前 後	前 後		
計					前 後	前 後	前 後	前 後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- ⑤～⑦欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
- ⑧欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑥欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
- ⑨欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑧欄には22時までの平均対象児童数を、⑨欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑧欄のみ記入すること。

(3) 訪問型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設の の類型	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後 合算	前 後		
2				前 後 合算	前 後		
3				前 後 合算	前 後		
4				前 後 合算	前 後		
5				前 後 合算	前 後		
計				前 後	前 後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)
- 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4) 訪問型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設の の類型	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計				前 後	前 後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給見込										国庫補助 基準額	対象経費の 支出予定額	⑩		
	給食費(副食材料費)			教材費・行事費等(給食費以外)			支出児童数(延月数)								
	か所数	支給児童数 (延月数)		か所数	支給児童数 (延月数)		月数	人数	計						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧							
1号認定															
2号認定															
3号認定															
合計															

(記入上の注意)

- ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
 - ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(三年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること)。
- 必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」及び「3号認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
	新規参入施設等への巡回支援				
	認定こども園特別支援教育・保育経費				
	合計				

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 (年間延数) ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

1. ②欄は、以下から該当するものを記入すること。
 ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
 ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
 オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
 キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
2. ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人・・・ の場合、3人+4人+5人+・・・の合計値)
 また、月途中開始の場合は、1月末満の部分については切り捨てて記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

I. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業
(ア)開所日数250日以上

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況										児童の数が10人未満 山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島 ⑩	児童の数が10人未満 その他厚 生労働大臣が認め る場合 ⑪	分割 ⑫	新規開所 年月日 ⑬	途中閉所 年月日 ⑭	対象経費の 支出予定額 ⑮	国庫補助 基準額 ⑯
	年間開所 日数(a) ②		長期休暇 支援加算 対象日数 ④	平日分		長期休暇等分		児童の 数 ⑨									
	開所日数 加算対象 日数 (a)-250 ③	開所時間 ⑤		長期休暇 開所時間 ⑦	長期休暇 開所加算 対象時間数 ⑥	長期休暇等分 開所時間 ⑧	児童の 数 ⑧										
1	日	日	日	～	～	～	～	～	～	～							
2				～		～		～		～							
3				～		～		～		～							
4				～		～		～		～							
5				～		～		～		～							
6				～		～		～		～							
7				～		～		～		～							
8				～		～		～		～							
9				～		～		～		～							
10				～		～		～		～							
合計()													か所				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ⑤及び⑦欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑥及び⑧欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例：3時間10分⇒3.16)
- ⑩及び⑪欄は該当するものに「1」を記入すること。
- ⑫欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑬及び⑭欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(1)放課後児童健全育成事業
(イ)開所日数200日～249日

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況						児童の 数	利用者に対する ニーズ調査		児童の数が10人未 満	分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額		
	年間開所 日数	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分		長期休暇等分 開所時間	児童の 数		調査条 件	調査結 果児童 数							山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合
			開所時間	④													
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
1	日	日	～	時間	～	人					人			円	円		
2			～		～												
3			～		～												
4			～		～												
5			～		～												
6			～		～												
7			～		～												
8			～		～												
9			～		～												
10			～		～												
合計()											か所						

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ④及び⑥欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑥欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例：3時間10分⇒3.16)
- ⑧欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
- ⑨欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
- ⑩及び⑪欄は該当するものに「1」を記入すること。
- ⑫欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑬欄及び⑭欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	事業内容		市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		改修	備品購入等			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1		該当するものに「1」を記入すること			円	円
2						
3						
4						
5						
合計	か所					

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業量を記載している場合に「1」を記入すること。

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	幼稚園、認定こども園等における実施の有無(新規クラブ)	市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合計	か所				

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名称ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- ③欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用等を支弁する場合に「1」を記入すること。
- ④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業量を記載している場合に「1」を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業
(ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

事業者名(クラブ名)		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計		か所	

(エ)倉庫設備整備事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計		か所	

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

事業所名 (クラブ名)	①	② ヶ月	③ 円	④ 円
	年度途中から支援員等を配置又は配置できなかったクラブについて、支援員等の配置月数		対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計 (か所)				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなかった場合は、その配置月数を②欄に記入すること。

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (賃借料補助)

事業所名 (クラブ名)	事業実施場所	年度途中から事業を実施しなかったクラブについて、その実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計 (か所)					

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。
- 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中で事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を③欄に記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (移転関連費用補助)

事業所名 (クラブ名)	事業実施場所		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1				
2				
3				
4				
5				
合計 (か所)				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

事業所名（クラブ名）	①	実施主体	②	対象経費の 実支出額	③	国庫補助 基準額	④
1							
2							
3							
4							
5							
合計（ か所）							

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名（クラブ名）	①	②	③	④
	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（ か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること
2. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を②欄に記入すること。

別表2

Ⅱ. 一般分

市町村名

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業
(ア) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	① 年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数	② ヶ月	開所状況		③ 年間開所日数	④ 平日分 長期休暇等分	⑤ 長期休暇等分	賞金改善する給与項目				⑥ 賞金改善する従事者数 人	従事項目				⑧ 対象経費の支出予定額	⑨ 国庫補助基準額	
			基本給	手当				賞与	その他の内容	⑩ 学校との情報共有	⑪ 保護者への連絡・情報共有		⑫ 防災・防犯対策	⑬ 要望・苦情への対応	⑭ 児童虐待早期発見への取組	⑮ 児童虐待早期発見への取組			
																			⑦ 手当の内容
1			~																
2			~																
3			~																
4			~																
5			~																
6			~																
7			~																
8			~																
9			~																
10			~																
合計																			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- ③欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(イ) (ア) の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	① 年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数	② ヶ月	開所状況		③ 年間開所日数	④ 平日分 長期休暇等分	⑤ 長期休暇等分	賞金改善する給与項目				⑥ 賞金改善する従事者数 人	従事項目				⑧ 対象経費の支出予定額	⑨ 国庫補助基準額		
			基本給	手当				賞与	その他の内容	⑩ 地域組織との情報交換や相互交流	⑪ 児童館やその他の公共施設等の積極的活用		⑫ 地域住民との連携、協力の	⑬ 地域の保健医療機関等と連携	⑭ 産科コースの具体的な支援内容等関係機関と検討・協議	⑮ 放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加				
																			⑦ 手当の内容	⑧ 賞与
1			~																	
2			~																	
3			~																	
4			~																	
5			~																	
6			~																	
7			~																	
8			~																	
9			~																	
10			~																	
合計																				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- ③欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「〇」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
- ④欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表2

(5) 障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	障害児数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブの配置月数	医療的ケア児数	年度途中から看護師等を配置又は配置できなくなったクラブの配置月数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
	人	ヶ月	人	ヶ月	円	円	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計() () () () () () () ()							

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄の障害児数には、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等又は看護師等を配置できなくなった場合は、その配置月数を③欄又は⑤欄に記入すること。

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	児童の数	②	放課後児童支援員等数	③	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等	④	対象経費の支出予定額	⑤	国庫補助
										基準額
1			人							円
2										
3										
4										
5										
合計 (か所)										

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(7) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

事業者の名称(クラブ名)	① 年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数	② ヶ月	開所状況		賃金改善する放課後児童支援員の数			賃金改善する給与項目				対象経費の支出予定額	⑬ 国庫補助基準額						
			年間開所日数	③	平日分	④	⑤ 長期休暇等分	⑥ 経年数5年未満	⑦ 経年数5年以上10年未満	⑧ 経年数10年以上	⑨ 基本給			⑩ 手当	⑪ 手当の内容	⑫ 賞与	⑬ その他	⑭ その他の内容	
																			⑩ 手当
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
合計																			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、年度中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- ⑬欄は1円未満の端数は切り捨てること。

6. 子育て短期支援事業

種類	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数 ③	利用児童数(延べ日数)			開設 準備経費 ⑦	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
				2歳未満児・慢 性疾患児 ④	2歳以上児 ⑤	緊急一時保護 の母親 ⑥			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- ⑦欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	利用児童数(延べ日数)			児童の送迎の実施 ⑦	開設準備経費 ⑧	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
			夜間養護事業		休日預かり事業 ⑥				
			基本的な ④	宿泊分 ⑤					
具体的な施設種別又は里親や保育士等の数 ③									
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- ⑦欄は、児童の送迎の実施の単価を適用する場合に「有」と記入すること。
- ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

7. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	支援の実施			
①	育児・家事援助 専門的相談支援 ③	④	⑤	⑥

（記入上の注意）

- ①②③欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②③欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
育児・家事援助 専門的相談支援 ②	助産師等による 訪問支援 ③		
①	育児・家事援助を 民間団体へ委 託 ④	⑤	⑥

（記入上の注意）

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会） ①	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 ②	地域ネットワーク関係機関の連携強化 ③	地域ネットワーク構成員の専門性向上 ④	地域ネットワークと訪問事業との連携		地域住民への周知を図る取組 ⑦	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
				実施要綱3 (4)①の取組 ⑤	実施要綱3 (4)②の取組 ⑥			

（記入上の注意）

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、「○」を記入すること。

10. 地域子育て支援拠点事業

市町村名

種類	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配置		平均利用 親子組数 (1日当たり)	従来のセン ター型実施の 有無	地域の子育て 支援活動の展 開を図るための 取組	地域支援	利用者支援事 業の実施	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							常勤職員	非常勤職員						改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを記入すること。
 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
 3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
 4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点第1位以下を四捨五入)
 5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開設時間における平均職員数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
 6. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のAを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
 7. ⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
 8. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の④の(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て記入すること。
 9. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑥の(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て記入すること。(⑭利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
 10. ⑭欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
 11. ⑮⑯欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2)出張ひろば(一般型)

No.	出張元名称	出張先名称	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

1. ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
 3. ⑤欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間を記入すること。
 4. ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のAを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
 5. ⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設（一般型）

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週 3回程度実 施)の有無	開設年月日 (H19.3.31以前でなけ れば対象外)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- ⑥欄は、開設日によって支援拠点事業の開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間を記入すること。
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開設時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点第1位以下を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(イ)の(d)の(イ)の(d)の(イ)のうち該当する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(イ)の(d)の(イ)の(d)の(イ)のうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(ウ)に基づき保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- ⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4)連携型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	地域の子育て力を高 める取組の実施	利用者支援事 業の実施	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
											改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他()、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- ⑥欄には、開設日によって支援拠点事業の開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間を記入すること。
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開設時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点第1位以下を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)の(ア)を利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地域子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。(⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
- ⑪⑫欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

11. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 幼稚園型			
3. 余裕活用型			
4. 居宅訪問型			
小計(1+3+4)	0	0	0
合計(1~4)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)幼稚園型」「(3)余裕活用型」「(4)居宅訪問型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数(年間延人数)												担当職員の配置				開設準備 経費		地域 密着 II型	基幹 型施 設	開所 日数	開所 時間	開所 日数	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額	
					特別利用 保育等対 象児童及 び緊急一 時預かり 対象児童 以外						長期休業日(8時間未満)						緊急 一時 預か り対 象児 童	保 育 士	家 庭 的 保 育 者	研 修 受 講 者	合 計	改 修 費 等								礼 金 及 び 賃 借 料
					平日			長期休業日(8時間以上)			休日			長期休業日(8時間以上)																
					2時間 未 満	2~3 時 間	3時間 以 上	2時間 未 満	2~3 時 間	3時間 以 上	2時間 未 満	2~3 時 間	3時間 以 上	2時間 未 満	2~3 時 間	3時間 以 上	2時間 未 満	2~3 時 間	3時間 以 上											
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖				
2																														
3																														
4																														
5																														
計																														

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。

2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑦⑨欄は、4時間(又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間)を超えた場合、⑩⑬欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用見込児童数を記入すること。

5. ⑭欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。

6. ⑮~⑰欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。

7. ⑱欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそののみしている人数を記入すること。

8. ⑲欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。

9. ㉑欄は、年間の開所日数を記入すること。

10. 基幹型施設の場合は、㉑欄に「○」を記入すること。

11. 地域密着II型として実施している場合には、㉒欄に「○」を記入すること。

12. ㉓④欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2) 幼稚園型

No.	名称	施設所在地 市町村名	設置主体	施設の年間実施 日数		利用見込者数(年間延べ人数)(自市町村分)										施設当 り年間延 べ利用見 込者数(平 日・長期休 業日の在 籍園児)	開設準備 費 (改修費等)	対象経費 の支出予 定額	国庫補 助基準 額
				平日	長期 休業日	平日		長期休業日(8時間未満)		長期休業日(8時間以上)		休日		平日+長期休業日+休日					
						長時間 2~3 時間 以上	長時間 2時間 未満	長時間 2~3 時間 以上	長時間 2時間 未満	長時間 2~3 時間 以上	長時間 2時間 未満	長時間 2~3 時間 以上	長時間 2時間 未満	長時間 2~3 時間 以上	長時間 2~3 時間 以上				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

(記入上の注意)

- ③欄は、公立、私立のいずれれかを記入すること。
- ④欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑤欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑥欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑤欄は、各園で定めている長期休業(夏季休暇等)中の平日における実施日のカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑥にカウントすること。
- ⑥欄は、④⑤欄にカウントする日以外の実施日のカウントすること。なお、⑦⑧⑨⑩⑪⑫欄の平日・長期休業日・休日の考え方は2. 3. 4. の考え方と同様である。
- ⑦~⑯欄は、自市町村居住者について記入すること。
- ⑧⑩欄は4時間(又は教育時間との合計が8時間)を超えた場合、⑭⑯欄は8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- ⑰欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
(施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数(在籍園児の平日・長期休業日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- ⑱欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(3) 余裕活用型

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	利用児童数 (年間延人数) ⑤	開設準備経費 (改修費等) ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(4) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用見込児童数(年間延べ人数)				開設準備経 費 (改修費等) ⑩	対象経費の 支出予定額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
				緊急一時預かり 4時間以上 ④	緊急一時預かり 4時間未満 ⑤	利用見込児童以外 合計 ⑥	緊急一時預かり対象児童 4時間以上 ⑦			
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦～⑧欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑩欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

12. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
ア. 特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計	0	0	0
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計	0	0	0
イ. 一般分			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型
ア. 特定分

① 基本分・加算分

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用見込児童 数 (年間延人数)	送迎対応 うち、送迎対応 利用見込児童 数 (年間延人数)	送迎対応 職員種別・人数	送迎方法	研修参加 見込職員 数	普及定着促進費		対象経費 の支出 定額	国庫補助 基準額	
												改修費等	礼金及 び賃借 料			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑨欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自乗車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
- ⑪欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、普及定着促進費は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

② 低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認められた世帯の利用延べ人数			
1	①	②	③	④	⑤	⑥
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助 基準額 ②
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(記入上の注意)

1. 「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
2. ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑮欄に記載される金額と重複しないこと。

(2) 病後児対応型

ア. 特定分

①基本分・加算分

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金 (1日当たり) ⑤	事業実施 月数 ⑥	利用見込児童 数 (年間延人数) ⑦	うち、送迎対応 見込児童数 (年間延人数) ⑧	送迎対応 職員種別・人数 (職員 種別) ⑨	送迎方法 ⑩	研修参加 見込職員 数 ⑪	普及定着促進費		対象経費 の支出 予定額 ⑮	国庫補助 基準額 ⑯	
												改修費等 ⑬	礼金及 び賃借 料 ⑭			
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑦欄は、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、准看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
8. ⑨欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自乗車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
9. ⑩欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
10. ⑬⑭欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
11. ⑯欄に記入する金額は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数				国庫補助 基準額
		①	②	③	④	
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の 支出予定額	①	国庫補助 基準額	②
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

1. 「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
2. ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑮欄に記載される金額と重複しないこと。

(3)体調不良児型

ア. 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	②	設置主体	事業実施 月数	④	利用見込児童 数 (年間延人数)	⑤	うち、送迎対応 見込児童数 (年間延人数)	⑥	送迎対応	送迎方法		⑨	研修参加見込 職員数	⑩	対象経費の 支出予定額	⑪	国庫補助 基準額	⑫	
												送迎対応 職員種別・人数 (職員 種別)	人数								
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
計																					

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合には1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑦欄は、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
5. ⑧欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、准看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
7. ⑩欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
8. ⑪欄は、研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	①	実施場所	②	設置主体	③	事業実施 月数	④	利用申込児童数 (年間延人数)	⑤	対象経費の 支出予定額	⑥	国庫補助 基準額	⑦
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤欄は、送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア. 特定分」欄に記入すること。

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称	①	設置主体	②	事業実施 月数	③	利用料金 (1日当たり)	④	対象経費の 支出予定額	⑤	国庫補助 基準額	⑥
1												
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

基本事業				病児・緊急対応強化事業				開設準備経費			対象経費の支出予定額		国庫補助基準額			
提供会員 ①	会員数		支部数 ⑤	講習(24h以上)の実施 ⑥	土日実施加算 ⑦	合同実施市町村 ⑧	事業開始年月日 ⑨	利用件数(年間延べ数) ⑩	近隣市町村会員の受入 ⑪	初年度体制整備 ⑫	合同実施市町村 ⑬	開設準備経費		対象経費の支出予定額 ⑰	国庫補助基準額 ⑱	
	依頼会員 ②	両方会員 ③										合計 ④	研修費・備品購入費 ⑭			礼金及び賃借料 ⑮

(記入上の注意)

- ⑤欄は、実施要綱に基づき支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること(政令指定都市に限る)。また、病児・緊急対応強化事業を実施する支部に含まないことに留意すること。
- ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。
- ⑦欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
- ⑧欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。
- ⑨欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月日を「2017/01/30」のように、半角数字で記入すること。
- ⑩⑪⑫⑬欄は、当てはまる取組を行っている場合に「○」を記入すること。
- ⑭欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。
- ⑮欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。
- ⑯欄は、実施要綱3(3)②の事業を実施していること。
- ⑰⑱欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。

平成29年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他 の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	国庫補助金 受入済額 ⑩	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
I. 特定分											
延長保育事業								1/3			
放課後児童健全育成事業								1/3			
病児保育事業								1/3			
事業費合計								1/3			
低所得者減加分加算合計											
特定分計											
II. 一般分											
利用者支援事業								1/3			
基本型及び特定型								1/3			
母子保健型								1/3			
実費徴収に係る補給給付を行う事業								1/3			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3			
新規参入施設等への巡回支援								1/3			
認定こども園特別支援教育・保育経費								1/3			
放課後児童健全育成事業								1/3			
子育て短期支援事業								1/3			
短期入所生活援助事業								1/3			
夜間看護等事業								1/3			
乳児家庭全戸訪問事業								1/3			
養育支援訪問事業								1/3			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3			
地域子育て支援拠点事業								1/3			
一時預かり事業								1/3			
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1/3			
幼稚園型								1/3			
病児保育事業								1/3			
子育て援助活動支援事業								1/3			
一般分計											
III. その他分											
放課後児童健全育成事業								1/3			
合計											

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剩額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更には、「I 特定分」「II 一般分」「III その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 基本型			
2. 特定型			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保健型			
合計(1~3)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	事業実施 日数 (週あたり) ⑤	事業実施 時間 (1日あたり) ⑥	職員の配置			出張相談 支援 ⑫	機能強化の ための取組 ⑬	開設 準備経費 ⑭	対象経費の 実支出額 ⑮	国庫補助 基準額 ⑯
							専任職員 ⑦	補助職員 ⑧	計 ⑨					
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。

4. ⑩⑪欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

5. ⑫欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

6. ⑬欄は、機能強化のため取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

7. ⑭欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(2) 特定型

0～5歳児人口 (H25.10.1、 H26.10.1、H27.10.1又 はH28.10.1時点のい ずれが多い方) ①	認可保育所及び幼保連携型認定こども園の定員充足率100%以上
	認可保育所及び認定こども園の数が100以上
	特定市町村又は待機児童50人以上(H28.4.1時点)
	緊急対策実施市町村

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算		出張相談 支援	機能強化の ための取組	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
							専任職員	⑨	補助職員	⑩	計					
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「○」を付すこと。
- ④欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ⑤欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- ⑫⑬欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑭欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑮欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(3) 母子保健型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			1市町村 当たり単 価の適用 の有無	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
							保健師等専門職員 (専任)	補助職員 (兼任)	計					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1														
2														
3														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ④欄は、月中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- ①欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、⑭欄は計欄のみ記載すること。
- ⑫欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

2. 延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間認定)	①	②	③
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名 称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			前 後	前 後	前 後			
			前 後	前 後	前 後			
			前 後	前 後	前 後			
			前 後	前 後	前 後			
			前 後	前 後	前 後			
計			前 後	前 後	前 後			

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均対象児童数を記入すること。
- ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名 称	実施施設 の類型	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	平均対象児童数		国庫補助 基準額				
						~22時まで	22時以降					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
					前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
					前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
					前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
					前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
					前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
計					前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- ⑤~⑦欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
- ⑧⑨欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合には、⑥欄には22時までの延長時間を、⑦欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
- ⑧⑨欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合には、⑧欄には22時までの平均対象児童数を、⑨欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑧欄にのみ記入すること。

(3) 訪問型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設の種類	事業実施月数	延長時間	年間延べ利用日数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前後 合算	前後		
2				前後 合算	前後		
3				前後 合算	前後		
4				前後 合算	前後		
5				前後 合算	前後		
計				前後 合算	前後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の種類について、「居宅訪問型保育」以外の「その他」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)
- 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4) 訪問型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設の種類	事業実施月数	延長時間	年間延べ利用日数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前後 合算	前後		
2				前後 合算	前後		
3				前後 合算	前後		
4				前後 合算	前後		
5				前後 合算	前後		
計				前後 合算	前後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の種類について、「居宅訪問型保育」以外の「その他」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給実績										国庫補助 基準額	対象経費の 実支出額	⑩					
	給食費(副食材料費)					教材費・行事費等(給食費以外)												
	か所数	支給児童数 (延月数)		計	④	か所数	⑤	支給児童数 (延月数)		計				⑧				
		月数	人数					②	③						月数	人数	⑥	⑦
1号認定	①																	
2号認定																		
3号認定																		
合計																		

(記入上の注意)

- ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
 - ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(三年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること)。
- 必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」及び「3号認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

別表2

市町村名 _____

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
	類型		か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1.	新規参入施設等への巡回支援				
2.	認定こども園特別支援教育・保育経費				
	合計				

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 (年間延数) ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、以下から該当するものを記入すること。
 ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
 ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
 オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
 キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人+4人+5人+…の合計値)
 また、月途中開始の場合は、1月末満の部分については切り捨てて記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

I. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業
(ア)開所日数250日以上

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況										児童の数が10人未満 山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島 ⑩	その他厚 生労働大臣が認め る場合 ⑪	分割 ⑫	新規開所 年月日 ⑬	途中閉所 年月日 ⑭	対象経費の 実支出額 ⑮	国庫補助 基準額 ⑯		
	年間開所 日数(a) ②		長期休暇 支援加算 対象日数 ④	平日分		長期休暇等分		児童の 数 ⑨											
	開所日数 加算対象 日数 (a)-250 ③	開所時間 ⑤		長期休暇 開所時間 ⑦	長期休暇 開所加算 対象時間数 ⑥	長期休暇等分 開所時間 ⑧	児童の 数 ⑧												
1	日	日	日	時間	時間	時間	時間	人											
2																			
3																			
4																			
249																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
合計(か所)																			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ⑤及び⑦欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑥及び⑧欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例：3時間10分⇒3.16)
- ⑩及び⑪欄は該当するものに「1」を記入すること。
- ⑫欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑬及び⑭欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(1)放課後児童健全育成事業
(イ)開所日数200日～249日

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況						児童の 数	利用者に対する ニーズ調査		児童の数が10人未 満	分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
	年間開所 日数	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分		長期休暇等分 開所時間	児童の 数		調査条 件	調査結 果児童 数							山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合
			開所時間	④													
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
1	日	日	～	時間	～	人					人			円	円		
2			～		～												
3			～		～												
4			～		～												
5			～		～												
6			～		～												
7			～		～												
8			～		～												
9			～		～												
10			～		～												
合計()											か所						

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ④及び⑥欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑥欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例：3時間10分⇒3.16)
- ⑧欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
- ⑨欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
- ⑩及び⑪欄は該当するものに「1」を記入すること。
- ⑫欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑬欄及び⑭欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア) 放課後児童クラブ設置促進事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	事業内容		市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
		改修	備品購入等			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1		該当するものに「1」を記入すること			円	円
2						
3						
4						
5						
合計	か所					

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ環境改善事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	幼稚園、認定こども園等における実施の有無(新規クラブ)	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合計	か所				

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名称ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- ③欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用等を支弁する場合に「1」を記入すること。
- ④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業
(ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

事業者名(クラブ名)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	① 円	② 円
2		
3		
4		
5		
合計		

(エ) 倉庫設備整備事業

事業者名(クラブ名)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	① 円	② 円
2		
3		
4		
5		
合計		

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

事業所名 (クラブ名)	①	② ヶ月	対象経費の 実支出額	③ 円	国庫補助 基準額	④ 円
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計 (か所)						

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入す
- 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなかった場合は、その配置月数を②欄に記入すること。

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (賃借料補助)

事業所名 (クラブ名)	事業実施場所	①	②	③ ヶ月	④	⑤ 円	⑥ 円
1							
2							
3							
4							
5							
合計 (所)							

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記す。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。
- ③: 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中で事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を③欄に記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (移転関連費用補助)

事業所名 (クラブ名)	事業実施場所		①	②	③	④ 円	⑤ 円
	移転前	移転後					
1							
2							
3							
4							
5							
合計 (所)							

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記す。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業
 (イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(土地借料補助) 市町村名

事業所名(クラブ名)	①	実施主体	②	対象経費の 実支出額	③	国庫補助 基準額	④
1							
2							
3							
4							
5							
合計(か所)							

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名(クラブ名)	①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
合計(か所)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること
 2. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中で事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を②欄に記入すること。

別表2

II. 一般分

市町村名

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業
(ア) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	① 年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数	② 年月	開所状況		③ 年間開所日数	④ 開所時間 平日分 長期休暇等分	⑤ 賃金改善する従事者数	賃金改善する給与項目				⑥ 賃金改善する従事者数	従事項目				⑧ 対象経費の実支出額	⑨ 国庫補助基準額			
			基本給	手当				賞与	その他の内容	学校との情報共有	⑩ 保護者への連絡・情報共有		⑪ 防災・防犯対策	⑫ 要望・苦情への対応	⑬ 児童虐待早期発見への取組	⑭ 防犯・防犯対策			⑮ 児童虐待早期発見への取組	⑯ 学校との情報共有	⑰ 児童虐待早期発見への取組
1			～	～																	
2			～	～																	
3			～	～																	
4			～	～																	
5			～	～																	
6			～	～																	
7			～	～																	
8			～	～																	
9			～	～																	
10			～	～																	
合計																					

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- ③欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(イ) (ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	① 年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数	② 年月	開所状況		③ 年間開所日数	④ 開所時間 平日分 長期休暇等分	⑤ 賃金改善する従事者数	賃金改善する給与項目				⑥ 賃金改善する従事者数	従事項目				⑧ 対象経費の実支出額	⑨ 国庫補助基準額						
			基本給	手当				賞与	その他の内容	地域組織との情報交換や相互交流	⑩ 児童館やその他の公共施設等の積極的活用		⑪ 地域住民との連携、協力の力	⑫ 地域の保健医療機関等と連携	⑬ 産科・産後ケアの具体的な支援内容等について関係機関と検討・協議	⑭ 放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加			⑮ 地域組織との情報交換や相互交流	⑯ 児童館やその他の公共施設等の積極的活用	⑰ 地域住民との連携、協力の力	⑱ 地域の保健医療機関等と連携	⑲ 産科・産後ケアの具体的な支援内容等について関係機関と検討・協議	⑳ 放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加
1			～	～																				
2			～	～																				
3			～	～																				
4			～	～																				
5			～	～																				
6			～	～																				
7			～	～																				
8			～	～																				
9			～	～																				
10			～	～																				
合計																								

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- ③欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「〇」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
- ④欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表2

(5) 障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	障害児数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブの配置月数	医療的ケア児数	年度途中から看護師等を配置又は配置できなくなったクラブの配置月数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	
	人	ヶ月	人	ヶ月	円	円	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計() () () () () () () ()							

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄の障害児数には、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等又は看護師等を配置できなくなった場合は、その配置月数を③欄又は⑤欄に記入すること。

別表 2

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

	事業所名 (クラブ名)	児童数	放課後児童支援員等数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
		人	人		円	円
1						
2						
3						
4						
5						
	合計 (か所)					

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(7) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

事業者の名称(クラブ名)	① 年度途中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数	② ヶ月	開所状況		賃金改善する放課後児童支援員の数			賃金改善する給与項目				対象経費の実支出額	国庫補助基準額							
			年間開所日数	③	平日分	④	⑤ 長期休暇等分	⑥ 経験年数5年未満	⑦ 経験年数5年以上10年未満	⑧ 経験年数10年以上	⑨ 基本給			⑩ 手当	⑪ 手当の内容	⑫ 賞与	⑬ その他	⑭ その他の内容		
																			⑩ 手当	⑪ 手当の内容
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
合計																				

25 (記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、年度中から事業を実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- ⑬欄は1円未満の端数は切り捨てること。

6. 子育て短期支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数 ③	利用児童数(延べ日数)			開設 準備経費 ⑦	対象経費の 実支出額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
				2歳未満児・慢 性疾患児 ④	2歳以上児 ⑤	緊急一時保護 の母親 ⑥			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育園」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- ⑦欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

No.	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数 ③	利用児童数(延べ日数)			児童の送 迎の実施 ⑦	開設 準備経費 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩
				夜間養護事業		休日預かり事業 ⑥				
				基本分 ④	宿泊分 ⑤					
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- ⑦欄は、児童の送迎の実施の単価を適用する場合に「有」と記入すること。
- ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることを留意すること。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	支援の実施			
①	育児・家事援助 専門的相談支援 ③	④	⑤	⑥

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②③欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
育児・家事援助 専門的相談支援 ②	助産師等によ る訪問支援 ③		
①	④	⑤	⑥

(記入上の注意)

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整関係職員の専門性強化 児童福祉司任用資 格取得のための研 修(講習会)	地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
			実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に「○」を記入すること。

10. 地域子育て支援拠点事業

市町村名

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配置		平均利用 親子組数 (1日当たり)	従来のセン ター型実施の 有無	地域の子育て 支援活動の展 開を図るための 取組	地域支援	利用者支援事 業の実施	開設準備経費		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
							常勤職員	非常勤職員						改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。
 ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
 2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
 3. ④欄は、月中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
 4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす平均職員数を記入すること。(事業に携わった職員の延べ人数ではない。)(小数点第1位以下四捨五入)
 5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開設時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わった職員の延べ人数ではない。)(小数点第1位以下四捨五入)
 6. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のイ)のア)を利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
 7. ⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
 8. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の④の(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て記入すること。
 9. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑥の(ア)～(エ)のうち該当する記号を全て記入すること。(⑭利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
 10. ⑭欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
 11. ⑮⑯欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2)出張ひろば(一般型)

No.	出張元名称	出張先名称	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	開設準備経費		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
							改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

1. ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること
 2. ③欄は、月中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
 3. ⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
 4. ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のイ)のア)を利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
 5. ⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週3 回程度実施)の 有無	開設年月日 (H19.3.31以前でなけ れば対象外)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ① 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ② 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ③ 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- ④ 欄は、開設日によって支援拠点事業の開所時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間を記入すること。
- ⑤ 欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(2)の⑦の(1)の(d)のaを利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(事業に携わった職員の延べ人数ではない。)(小数点第1位以下四捨五入)
- ⑥ 欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(2)の⑦の(1)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑦ 欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(2)の⑦の(1)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑧ 欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(2)の⑦の(1)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑨ 欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4)連携型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	地域の子育て力を高 める取組の実施	利用者支援事 業の実施	開設準備経費		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
											改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- ① 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他()から該当するものを記入すること。
- ② 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ③ 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- ④ 欄は、開設日によって支援拠点事業の開所時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間を記入すること。
- ⑤ 欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(1)のaを利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(事業に携わった職員の延べ人数ではない。)(小数点第1位以下四捨五入)
- ⑥ 欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(1)のaを利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)。
- ⑦ 欄は、地域の子育て力を高める取組を実施した場合は「有」を記入すること。(⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- ⑧ 欄は、利用者支援事業の実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
- ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2) 幼稚園型

No.	名称	施設所在地 市町村名	設置主体	施設の年間実施 日数		利用者数(年間延べ人数)(自市町村分)												開設準備経費 の 実支出額 (改修費等)	対象経費 の 実支出額	国庫補助 基準 額		
				平日	長期 休業日	平日	休日	幼稚園在籍園児			長期休業日(8時間未満)			長期休業日(8時間以上)			休日					
								2時間 未満	2~3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2~3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2~3 時間	3時間 以上	2時間 未満				2~3 時間	3時間 以上
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳				
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
計																						

(記入上の注意)

- ③欄は、公立、私立のいずれれかを記入すること。
- ④欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑤欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑥欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑤欄は、各園で定めている長期休業(夏季休暇等)中の平日における実施日数をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑥にカウントすること。
- ⑥欄は、④⑤欄にカウントする日以外の実施日数をカウントすること。なお、⑦⑧⑨⑩⑪⑫欄の平日・長期休業日・休日の考え方は2. 3. 4. の考え方と同様である。
- ⑦~⑯欄は、自市町村居住者について記入すること。
- ⑩⑪欄は4時間(又は教育時間との合計が8時間)を超えた場合、⑫⑬⑭⑮欄は8時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑰欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
(施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用者数を(在籍園児の平日・長期休業日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- ⑱欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(3) 余裕活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用者数 (年間延人数)	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(4) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用児童数(年間延べ人数)					開設準備経費 (改修費等) ⑩	対象経費の 実支出額 ⑪	国庫補助 基準額 ⑫
				緊急一時種 4時間以上 ④	緊急一時種 4時間未満 ⑤	緊急一時種 4時間以上 ⑥	緊急一時種 4時間未満 ⑦	緊急一時種 4時間未満 ⑧			
1											
2											
3											
4											
5											
計											

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立の場合には1月未満の部分は切り捨てた値を記入すること。
- ⑦～⑨欄は、緊急一時種4時間以上の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑩欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

12. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
ア. 特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計	0	0	0
1. 病児対応型 ②低所得者減加分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減加分加算			
低所得者減加分加算合計	0	0	0
イ. 一般分			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型
ア. 特定分
① 基本分・加算分

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎対応 利用児童数(年 間延人数)	送迎対応 (職員 種別)	送迎対応を行う 職員種別・人数 (人数)	送迎方法	普及定着促進費		対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額	
												改修費等	礼金及 び賃借 料			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、看護師等を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑨欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加した場合も「1」とすること。)
- ⑪欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、普及定着促進費は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

② 低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困難していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	③			
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の実支出額 ①	国庫補助 基準額 ②
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(記入上の注意)

- 「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
- ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑮欄に記載される金額と重複しないこと。

(2) 病後児対応型

ア. 特定分

①基本分・加算分

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎対応 利用児童数(年 間延人数)	送迎対応	送迎対応を行う 職員種別・人数 (職員 種別)		送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費		対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
										⑨	⑩			⑬	⑭		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑨欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自動車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加した場合も「1」とすること)。
- ⑪欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、普及定着促進費に記入する金額は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数 うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困難していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用(非課税世帯)延べ人数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

イ. 一般分(改善分)

No.	名称	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
		①	②
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(記入上の注意)

1. 「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
2. ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑮欄に記載される金額と重複しないこと。

(3)体調不良児型

- ア. 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数(年間延人数)	うち、送迎対応利用児童数(年間延人数)	送迎対応	送迎対応を行う職員種別・人数		送迎方法	研修参加職員数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
								(職員種別)	(人数)				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪	⑫
1													
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑦欄は、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
5. ⑧欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自動車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
7. ⑩欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加した場合も「1」とすること。)
8. 一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑩欄及び⑫欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施 月数 ④	利用児童数 (年間延人数) ⑤	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤欄は、送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア. 特定分」欄に記入すること。

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用料金 (1日当たり) ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

基本事業				病児・緊急対応強化事業				開設準備経費			対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額																					
会員数		支部数		講習(24h以 上)の実施		土日実施加 算		合同実施 市町村		事業開始年月日			利用件数(年 間延べ数)		初年度体制整 備		合同実施 市町村		ひとり親家庭 等の利用支援		改修費・備品購入費		礼金及び賃借料										
提供会員	①	依頼会員	②	両方会員	③	合計	④	支部数	⑤	講習(24h以 上)の実施	⑥	土日実施加 算	⑦	合同実施 市町村	⑧	事業開始年月日	⑨	利用件数(年 間延べ数)	⑩	初年度体制整 備	⑫	合同実施 市町村	⑬	ひとり親家庭 等の利用支援	⑭	改修費・備品購入費	⑮	礼金及び賃借料	⑯	対象経費の 支出予定額	⑰	国庫補助 基準額	

(記入上の注意)

- ⑤欄は、実施要綱に基づき支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること(政令指定都市に限る)。また、病児・緊急対応強化事業を実施する支所に含まないことに留意すること。
- ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。
- ⑦欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
- ⑧欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。
- ⑨欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月日を「2017/01/30」のように、半角数字で記入すること。
- ⑩⑪⑫⑬欄は、当てはまる取組を行っている場合に「○」を記入すること。
- ⑭欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。
- ⑮欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。
- ⑯欄は、実施要綱3(3)②の事業を実施していること。
- ⑰⑱欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。

別 表 1

算 定 基 準 (案)

1 区分	2整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負担割合
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創 設 及 び 改 築	本体工事費	25,713千円 ただし、平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「放課後子ども総合プランによる場合」という。）。 51,426千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 1/3 （2/3） 〔都道府県〕 1/3 （1/6） 市町村 1/3 （1/6）
		賃借料加算	6,283千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 2/9 （1/2）
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	〔都道府県〕 2/9 （1/8） 市町村 2/9 （1/8） 設置者 1/3 （1/4）
		賃借料加算	6,283千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		特殊附帯工事費	15,474千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1,365千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
			2 改築に際して仮設施設を整備する場合		

			2, 031 千円	
			3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
			4 大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	

別表 2

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負担割合
病児保 育施設	創 設 及 改 築	本体工事費	34,917千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 （都道府県） 1/3 市町村 1/3
		設計料加算	1,746千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	設置者 1/10
		環境改善加算	4,120千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,605千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,120千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 （都道府県） 3/10 市町村 3/10

			又は工事請負費及び工 事事務費
	特殊附帯 工事費	14,729千円	特殊附帯工事に必要 な工事費又は工事請負 費
	解体撤去 工事費及 び仮施設 整備工 事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する 場合 2,156千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 3,840千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤 去する場合又は仮施設を整備する場 合は、通知の第2の2により内閣総理大臣 が必要と認めた額とする。</p> <p>4 大規模修繕に際して仮施設を整備す る場合は、通知の第4の2により内閣総 理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工 事費又は工事請負費及 び仮施設整備に必要 な賃借料、工事費又は 工事請負費

別 表 3

算 定 基 準
(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負 担 割 合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創 設 及 び 改 築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 38,569千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 28,284千円 第8条(4)に基づく場合 33,942千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合第8条(1)に基づく場合 77,139千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 56,568千円 第8条(4)に基づく場合 67,882千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) (都道府県) 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,425千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 6,911千円 第8条(4)に基づく場合 8,294千円	土地借料	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 2/9 (1/2) (都道府県) 2/9 (1/8)
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,425千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 6,911千円 第8条(4)に基づく場合 8,294千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部	
			特殊附帯工事費	第8条(1)に基づく場合 23,211千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 17,021千円 第8条(4)に基づく場合 20,425千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
		解体撤去工事費及び仮設施	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な	

		設整備工 事費	<p>2, 0 4 7 千円 第 8 条 (2) 、 (3) に 基 づ く 場 合</p> <p>1, 5 0 1 千円 第 8 条 (4) に 基 づ く 場 合</p> <p>1, 8 0 0 千円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第 8 条 (1) に 基 づ く 場 合</p> <p>3, 0 4 7 千円 第 8 条 (2) 、 (3) に 基 づ く 場 合</p> <p>2, 2 3 4 千円 第 8 条 (4) に 基 づ く 場 合</p> <p>2, 6 8 1 千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤 去する場合又は仮設施設を整備する場 合は、通知の第 2 の 2 により内閣総理大臣 が必要と認めた額とする。</p>	な賃借料、工事費又は 工事請負費	
--	--	------------	--	---------------------	--

別 表 4

算 定 基 準
(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負 担 割 合
病児保育施設	創 設 及 び 改 築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 52,376千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 38,409千円 第8条(4)に基づく場合 46,090千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県〕 1/3 市町村 〔1/3〕
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,619千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,920千円 第8条(4)に基づく場合 2,305千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県〕 3/10 市町村 3/10 設置者 〔1/10〕
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,180千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,532千円 第8条(4)に基づく場合 5,438千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 5,408千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 3,966千円 第8条(4)に基づく場合 4,759千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	

	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,180千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,532千円 第8条(4)に基づく場合 5,438千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊附帯工事費	第8条(1)に基づく場合 22,094千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 16,202千円 第8条(4)に基づく場合 19,442千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,234千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,371千円 第8条(4)に基づく場合 2,846千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 5,760千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,224千円 第8条(4)に基づく場合 5,069千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費